

資料 5　自衛隊関係

1. 災害時における自衛隊への災害派遣要請について
2. 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等
3. 派遣および撤収要請様式

1. 災害時における自衛隊への災害派遣要請について

(平成 29 年 3 月 30 日北海道総務部危機対策局危機対策課長通知)

平成 29 年 3 月
総務部危機対策課

自衛隊への災害派遣要請にあたっての北海道の基本的な考え方について

1 基本的な考え方

自衛隊法の趣旨を踏まえ、①公共性、②緊急性、③非代替性の 3 要件すべてを満たす事案について、同法に基づき災害派遣を要請することを原則とする。

2 運用基準

	内 容
公共性	公共の秩序を維持するため、人命等を社会的に保護しなければならない必要性があること。 【留意事項】個人等に帰属する財産の保護など、公共性が乏しいものは対象としない。
緊急性	天災地変等、突発的な事案で、差し迫った必要性があること。 【留意事項】災害派遣要請=ただちに活動開始を要請。
非代替性	関係行政機関等(消防や警察を含む自治体や国、民間等)の対応能力を超えること。 【留意事項】消防や警察等の自治体や国、民間など、自衛隊以外の対処者が十分に活動していること(又は、活動すること)。

3 具体的事案

区 分	内 容
自然災害	台風・大雨・地震・津波・火山噴火による救出・救助等 ・記録的大雨や暴風等の気象状況により発生した事態であること。 ・大規模な地震や津波により発生した事態であること。 ・火山の噴火または火山活動の活発化等により噴火の恐れがある事態であること。 〔独居世帯等の孤立、道路冠水、堤防決壊、長期の大規模断水、大規模火災、人的被害等〕
	雪害による救出・救助等 ・記録的大雪や暴風雪等の気象状況により発生した事態であること。 〔独居世帯等の孤立、車両立ち往生、緊急車両道路の通行障害等〕
山岳・海洋等の遭難・事故による救出・救助	・登山などによる遭難・事故等が発生した事態であること。 (行方不明、人的被害、漁船転覆等)
鳥インフルエンザ発生による防疫措置等	・家きんの殺処分を行う場合で大規模な飼養規模であること。
その他	救急患者の空輸による搬送等 ・公の機関が提供すべき標準的な医療サービスが整備されていない事態であること。 〔離島を主体とする緊急時の患者、医者、手術用具の輸送等(臓器移植のための輸送は除く)〕
	その他事件・事故の発生による救出・救助等 ・突発的な事象等の発生により、緊急かつ迅速に人命等の保護が必要な事態であること。 〔テロ、鉄道・道路(トンネル含む)・エネルギー施設等の重大事故等〕

2. 災害時における自衛隊への災害派遣要請手続等

(1) 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、応急対策等の実施が市の組織等を動員しても不可能または困難であり、人命または財産を保護するため自衛隊の出動が必要と認められる場合において行う。

派遣要請にあたっては、自衛隊法の趣旨を踏まえ、公共性（公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）、緊急性（差し迫った必要性があること）、非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）の3要件すべてを満たすことを原則として、おおむね次のような場合において、同法に基づき要請の手続を行う。

ア 人命救助のための応援を必要とするとき。

イ 地震、洪水、津波、豪雨等による災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。

ウ 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。

エ 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。

オ 主要道路の応急啓開に応援を必要とするとき。

カ 応急措置のための医療、防疫、給水および通信支援等の応援を必要とするとき。

なお、市（総務対策部）は、平成26年12月4日に陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下、「第28普通科連隊」という。）と締結した、「大規模災害時等における連携に関する協定」に基づき、北海道知事（渡島総合振興局長）への依頼が必要な場合は、あらかじめ第28普通科連隊に災害派遣を必要とする情報等の提供を行う。

その他、災害の発生する恐れのある場合において、市（総務対策部）は、災害の予測および災害対応の態勢状況等の情報を第28普通科連隊に連絡し、情報を受けた第28普通科連隊は、必要に応じ市の災害対策本部等に連絡幹部を派遣する。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 要請の手続

市（総務対策部）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭または電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況および自衛隊の派遣を必要とする事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域および活動内容

(エ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 要請手続の特例

市（総務対策部）は、人命の緊急救助に関し、北海道知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により北海道知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等について、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に連絡し、上記アの手続きを行う。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア 受入れ準備の確立

市（総務対策部）は、北海道知事（渡島総合振興局長）または自衛隊より災害派遣の通知を受けたとき、次により措置する。

(ア) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所、車両器材等の保管場所の準備、その他受入れのため必要な措置および準備をする。

(イ) 連絡職員の指名

派遣部隊および振興局との連絡者を指名し、連絡にあたらせる。

(ウ) 救援活動計画

救援活動の内容、所要人員、器材等の確保、その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に救援活動ができるよう準備する。

イ 派遣部隊到着後の措置

(ア) 派遣部隊との救援活動計画等の協議

派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と救援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

(イ) 道への報告

市（総務対策部）は、部隊到着後および必要に応じて次の事項を知事（渡島総合振興局長）に報告する。

a 派遣部隊の長の官職氏名

b 隊員数

c 到着日時

d 従事している救援活動の内容および状況

e その他参考となる事項

(4) 派遣部隊撤収要請の手続

市（総務対策部）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと認められるときは、速やかに文書をもって知事（渡島総合振興局長）に、自衛隊の撤収要請を依頼する。なお、日時を要するときは、口頭または電話等で報告し、その後文書を提出する。

(5) 派遣および撤収要請先

北海道渡島総合振興局 地域創生部危機対策室
函館市美原4丁目6-16 電話(0138)47-9430

(6) 「大規模災害時等における連携に関する協定」に係る連絡先

函館駐屯地司令（第28普通科連隊第三科）
函館市広野町6-18 電話(0138)51-9171～4

(7) (2) イの要請手続の特例に係る通報先

陸上自衛隊

函館駐屯地司令（第 28 普通科連隊第三科）

函館市広野町 6-18 電話（0138）51-9171～4

海上自衛隊

函館基地隊司令（警備科）

函館市大町 10-3 電話（0138）23-4241～2

航空自衛隊

第 2 航空団司令（防衛部）

千歳市平和 電話（0123）23-3101～4 内線 2231

(8) 経費等

ア 市は、次の費用を負担する。

(ア) 資材費および機器・宿舎借上料

(イ) 電話料およびその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) 渋み取り料

イ その他必要経費については、自衛隊および市において協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、市または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

(9) 派遣活動

派遣時における自衛隊の実施する活動等は、通常次のとおりである。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防・消防活動

オ 道路または水路の啓開

カ 応急医療・救護および防疫

キ 通信支援

ク 人員および物資の緊急輸送

ケ 炊飯および給水の支援

コ その他

3. 派遣および撤収要請様式

派遣要請

北海道知事 ○○ ○○ 様	函 総 災 令和 年 月 日 函館市長 ○○ ○○
<p>災害派遣の要請について</p> <p>このことについて、次のとおり 第83条に基づく自衛隊の派遣を要請します。</p> <p>のため緊急措置が必要なことから、自衛隊法</p>	
<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況および派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域および活動内容 4 派遣部隊が展開できる場所 <p>函館市総務部災害対策課（担当者） 電話（0138）21-3648</p>	

※要請事案に係る現状や対応経過、地図等の資料を添付すること。

撤収要請

北海道知事 ○○ ○○ 様	函 総 災 令和 年 月 日 函館市長 ○○ ○○
<p>災害派遣の撤収要請について</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け函総災にて依頼しました自衛隊の派遣について、 されました ので、次の日時をもって撤収要請します。</p>	
<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 撤収を希望する区域 2 撤収要請日時 3 撤収を必要とする理由 <p>函館市総務部災害対策課（担当者） 電話（0138）21-3648</p>	